

申告に必要なもの (令和4年分からは、印鑑は不要です。)

○ 筆記用具・電卓
○ 本人確認書類 ※ 持参は提示、郵送は表裏両面のコピーを貼付してください。
下記1または2のいずれかが必要です。別居の家族は、必ず提出してください。
1. マイナンバーカード(本人・扶養親族)の表裏両面のコピー 2. 番号確認書類と身元確認書類……次の①・②の写し ①番号確認書類(記載変更なしのマイナンバー通知カード・個人番号記載の住民票の写し等) ②身元確認書類(運転免許証・保険証・パスポート等)
3. 在留カードの表裏両面のコピー
○ 前年の確定申告書の控え ※ 前年に申告している人のみ
○ 利用者識別番号(16ケタ)の出力書類 (税務署に登録されている方は、持参してください。)
○ 所得を証明できるもの(例)
1. 給与所得者……源泉徴収票、支払調書など 2. 年金受給者……源泉徴収票 3. 営業・農業・不動産所得のある人……収入と経費をまとめたもの 帳簿、計算書、内訳書、領収書等 収入及び経費は、申告会場に行く前に、自宅で集計してください。 農業所得の申告をされる人で整理ができていない人は、農協から共撰販売代金と購買代金年間明細書を農協から購入し、自宅でまとめてください。 機械等の減価償却費を経費としてとられる人は、昨年の収支内訳書の控用をご持参ください。
○ 控除を証明するもの(例)
1. 国民年金保険料控除証明書、生命保険料控除証明書、地震保険料(旧長期損害保険)控除証明書 2. 医療費控除のある人……医療費のお知らせ通知。医療費領収書、保険等で補てんされた金額の明細書 医療費のお知らせ通知は、合計額を計算してください。お知らせ通知が間に合わない月(11、12月等)は、個人ごと・医療機関ごとに支払い額の明細書を集計してください。「医療費の合計」の欄までを、申告会場に行く前に、自宅で集計してください。 3. 介護保険料のある人……領収証、納付確認証 4. 障害者控除を受けられる人……身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、 障害者控除対象者認定書(役場福祉課で証明)など

所得の種類

種類	内容
営業等所得	卸売業、小売業、飲食業、製造業、修理業、サービス業などの個人事業主の所得
農業所得	農産物生産、果実栽培、酪農、農家が兼営する家畜の飼育などによる所得。
不動産所得	地代、家賃、貸間代、駐車場、土地や建物の権利金、アパート業などの所得。
利子所得	定期性預金の利子で源泉分離課税を選択しなかった利子所得。
配当所得	株式の配当、出資金の配当、剰余金の分配などの所得。
給与所得	俸給、給料、賃金、賞与、日雇大工、左官などの手間賃などの所得。
雑所得(公的年金・業務・その他)	公的年金等、業務(副業)による収入(原稿料や印税、講演料、シルバー人材センターの配分金)、個人年金等の他の所得にあてはまらない所得。
総合課税の譲渡所得	自動車、機械類などの譲渡の所得。
一時所得	賞金、懸賞当選金、生命保険の満期返戻金などの所得。
分離課税の譲渡所得	土地、家屋などの資産譲渡所得。収入金額の多少にかかわらず必ず久留米税務署で確定申告してください。
山林所得	山林を伐採したり、立木のまま譲渡したことによる所得。久留米税務署で申告してください。
株式譲渡・配当所得	一般株式は必ず確定申告、上場株式は源泉徴収されてない分は申告してください。(申告不要制度はR5年分から廃止されました。)

※ 分離課税の所得がある場合は、久留米税務署で申告してください。